

令和 8 年度武蔵村山市障害者就労施設等からの物品等の調達方針

1 趣旨

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「法」という。）第 9 条の規定に基づき、本市における障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図り、もって障害者の就労支援及び自立と社会参加を促進するため、定めるものとする。

2 用語の定義

この方針において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

3 適用範囲

この方針の適用範囲は、市の全ての組織が発注する物品等の調達とする。

4 調達する物品等

市が契約によって調達する物品等のうち、文房具事務用品、印刷、清掃等、障害者就労施設等から調達することが可能なものとする。

5 調達の対象となる障害者就労施設等

本市において物品等の調達の対象となる障害者就労施設等は、次に掲げる施設等のうち物品等の調達が可能なものとし、市内の障害者就労施設等を優先する。

- (1) 障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第 5 条第 1 項に規定する施設）
- (2) 地域活動支援センター（障害者総合支援法第 5 条第 2 項に規定する施設）
- (3) 障害福祉サービス事業所（障害者総合支援法第 5 条第 1 項に規定する事業のうち、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業所に限る。）
- (4) 小規模作業所（障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 18 条第 3 項の規定により必要な費用の助成を受けている施設）
- (5) 第 1 号から前号までに準ずる者として、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定に基づき市長の認定を受けた者
- (6) 特例子会社（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成 25 年政令第 22 号。以下「政令」という。）第 1 条第 1 号に規定する事業所）
- (7) 重度障害者多数雇用事業所（政令第 1 条第 2 号に規定する事業所）
- (8) 在宅就業障害者（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号。以下「障害者雇用促進法」という。）第 74 条の 2 第 3 項第 1 号に規定する者）
- (9) 在宅就業支援団体（障害者雇用促進法第 74 条の 3 第 1 項に規定する法人）

6 物品等の調達目標

令和 8 年度においては、市は、予算の適正な使用、契約における経済性、公正性及び競争性並びに物品等の適正な価格、機能及び品質に留意しつつ、この方針策定の目的に沿うため、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に努める。

7 物品等の調達の推進方法

- (1) 健康福祉部障害福祉課が障害者就労施設等から提供を受けることが可能な物品等の情報を収集し、

市の全ての組織に対し情報提供し、調達を希望する物品等とのマッチングを図り、優先調達を促進する。

- (2) 物品等の調達に当たっては、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を積極的に活用する。

8 調達実績の公表等

- (1) 市の全ての組織は、本方針に基づき、物品等の調達の実績について、法第9条第5項の規定に基づき、会計年度の終了後、遅滞なく、健康福祉部障害福祉課に報告するものとする。市の全ての組織から報告のあった調達の実績については、健康福祉部障害福祉課がその概要をとりまとめ、市ホームページ等を通じて公表する。
- (2) 調達実績の公表に際しては、武蔵村山市自立支援協議会において評価及び分析を行うとともに、次年度の調達方針の策定に反映する。

9 その他

- (1) この方針に基づく調達の推進に当たっては、市内中小企業や高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）に基づくシルバー人材センターなどに十分に配慮しながら、障害者就労施設等からの物品等の調達を進める。
- (2) この方針の策定に関する担当窓口は、健康福祉部障害福祉課とし、調達の推進に当たっては、全ての組織の参画により、方針の目的達成に努めるものとする。